

# 産業廃棄物処理業者向け エコアクション21の留意点

財団法人地球環境戦略研究機関  
エコアクション21中央事務局  
<http://www.ea21.jp>

# 産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度の概要

## 制度の目的

- 優良な産廃処理業者を育成する
- 排出者責任の強化を受け、排出事業者が優良事業者を選択する

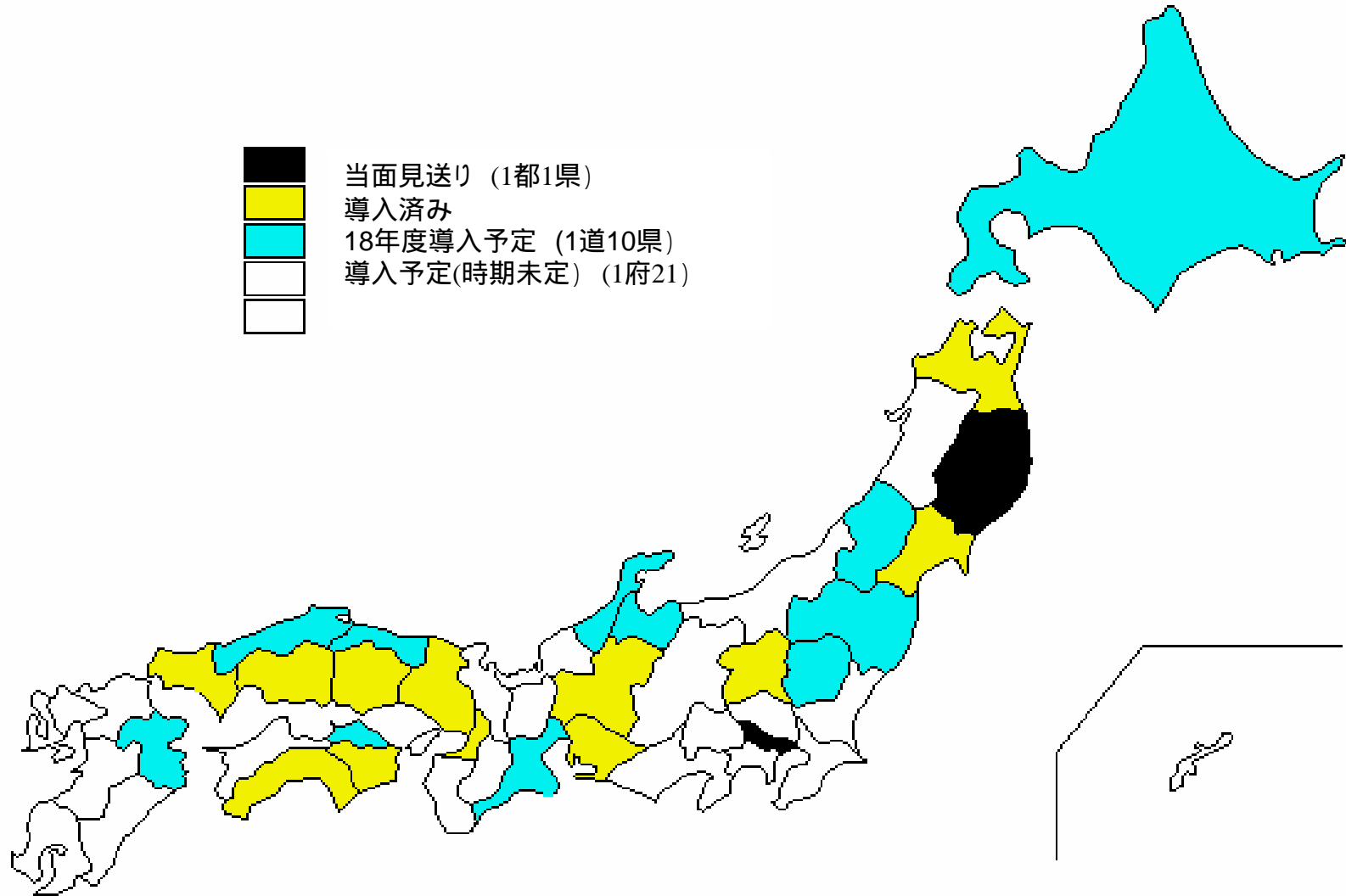
## 評価制度の仕組み

- 都道府県知事は、評価基準適合業者については、更新許可等の際に提出する申請書類の一部を省略させることができる
- 都道府県知事は、許可申請の時点で評価基準への適合を確認した旨を許可証に記載する

## 評価基準の3つの観点

- 遵法性
- 情報公開性
- 環境保全への取組み

# 優良性評価制度 県別導入状況



# 産業廃棄物処理業の 「環境保全への取組」の考え方

「法令に規定された諸基準の遵守はもとより、  
環境への取組に関して自主的に目標を設定し、  
行動し、その結果を評価・報告する活動を継続的  
に実施することにより、環境保全に対する取組を  
積極的に進めていくこと」

ISO14001、エコアクション21などの認証制度  
の認証取得

# 認証登録の範囲 = 産廃処理業の許可の範囲

産業廃棄物処理業の許可を得ている範囲全体でエコアクション21に取り組むことが基本となります。

したがって、例えば、

産業廃棄物の収集運搬事業者が、事務所のみを対象とし、その収集運搬そのものや車庫等を対象としていない場合

産業廃棄物の処分業者が、事務所のみを対象とし、処理・処分施設を対象としていない場合

産業廃棄物の収集運搬事業者が、収集運搬車両の燃料を対象としていない場合

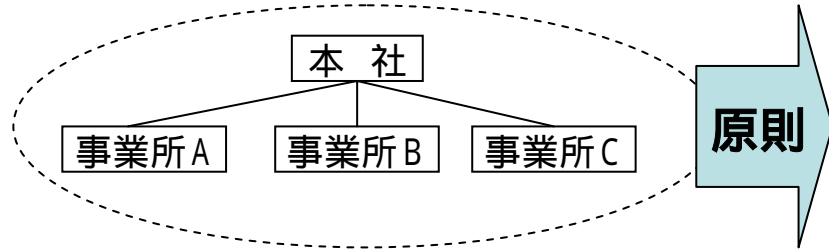
産業廃棄物の処分業者が中間処理施設のエネルギー使用量や最終処分場の排水などを対象としていない場合

などは、認証・登録を受けることはできません。

# 産業廃棄物処理業者の認証・登録の範囲について

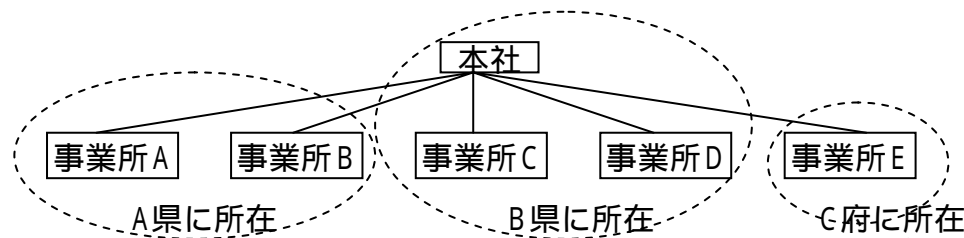
## 認証・登録範囲の原則

産業廃棄物処理業の許可の内容と、認証・登録範囲が合致していなければならない。  
複数の事業所がある場合は、その全てが認証取得範囲に含まれていなければならない。



原則

- ・全社一括での認証・登録が基本
- ・収集運搬業であって、複数の事業所が、同じ業務を行っている場合の現地審査は、サンプリングにより行う(中間処理施設及び最終処分施設等は、原則として全て現地審査を行う)
- ・環境活動レポートにおいて、個別事業所毎の環境負荷等と、これらを合計した全社の環境負荷等の両方を記載すること



特例

- 全社一括での認証・登録が基本であるが、やむをえない場合は、
- ・一部の事業所でまず認証を取得し、その後、段階的に対象範囲を拡大し、最終的に全組織が認証を取得することを、環境方針の中に盛り込み、誓約すること
  - ・その場合、都道府県単位のまとまり毎に認証取得の範囲を拡大することが望ましい
  - ・最終的に組織全体が認証を取得するのであれば、全社一括、あるいは事業所単位等のどちらの形式で認証を取得しても良い
  - ・この特例により、一部の組織のみで認証を取得する場合、より環境負荷の大きい事業所、より規模の大きい事業所から認証を取得しなければならない(収集運搬と中間処理の両方を行っている場合は、まず中間処理施設で認証を取得する)

# 産廃処理業の負荷チェックの留意点

- 資源、エネルギー、水消費量等のインプット、温室効果ガス排出量、事業系廃棄物量、排水量等のアウトプットを把握します。
- さらに「受託した産業廃棄物の処理量」、これらの収集運搬量、中間処理量(再資源化量)、最終処分量などを把握します。これらについては優良性評価基準における「処理実績」に準じ、年間ベースで把握します。
- リサイクル関連事業の状況も含めて把握します。

# 環境への負荷の自己チェック

選んだ項目の環境負荷をチェック表を使ってチェックする

- ・換算が必要な項目については、簡易な換算係数を提示
- ・表に数字を入れて環境負荷を計算

## 環境への負荷の自己チェックシート(抜粋イメージ)

総エネルギー投入量 (MJ)		年(      年      月 ~      年      月)			
	単位	合計(年)			単位発熱量 (B)
		使用量・ 消費量 (A)	エネルギー 量(MJ) (A×B)	割合 (%)	
購入電力	kWh				9.83 (MJ/kWh)
化石燃料	灯油	L			36.7 (MJ/l)
	重油	L			39.1 (MJ/l)
	都市ガス	Nm <sup>3</sup>			41.1 (MJ/Nm <sup>3</sup> )
	液化天然ガス(LNG)	kg			54.5 (MJ/kg) <sup>1</sup>
	液化石油ガス(LPG)	kg			50.2 (MJ/kg)

受託した産業廃棄物の処理量

年(      年   月   ~      年   月 )

処理方法等		廃棄物等種類	処分方法等	処理量 t
収集運搬		(木くず)	/	
		(がれき類)		
収集運搬量合計				0
中間処理		(木くず)	(破碎・焼却)	a
		(がれき類)	(破碎)	b
	うち再資源化等	(木くず)	(焼却(熱回収有り))	c
		(木くず)	(破碎・選別後ボード原料化)	d
		(がれき類)	(破碎・選別後路盤材化)	e
再資源化等量小計				0
中間処理合計				0
最終処分		(がれき類)	(安定型最終処分場)	
最終処分量合計				0
中間処理後の産業廃棄物	最終処分	(燃え殻)	(管理型最終処分場(委託))	f
				g
	再資源化等	(木くず)	(ボード原料として再生利用(売却))	h
		(がれき類)	(路盤材として再生利用(売却))	i
	再資源化等量小計			
中間処理後処分量合計				0

この覧は、処理事業が、最終処分のみ、あるいは収集運搬 + 最終処分の業者のみが記載する

中間処理を事業としている事業者、及び中間処理 + 最終処分事業を行っている事業者は、中間処理及びこの覧に記載する。

なお、注の「カ」及び「キ」の業者は、「最終処分」事業を行っており、『自らが排出する産業廃棄物』ではないため、別表 & の産業廃棄物の覧にはこの「再資源化等」の数値は記載しない。自らが産業廃棄物を排出する場合は、マニフェスト伝票(中間処理業者は2次マニフェスト伝票)を書き起こさなければならない。最終処分業者は自らマニフェスト伝票を書き起こさない。

受け入れた木くずの全量を焼却(熱回収あり)した場合は、a = c とする。但し、その焼却灰は別途 f に記載する

受け入れた木くず等の内、再資源化目的で破碎等をした場合は、その破碎した全量を d 又は e 等に記載する。そしてその内、最終的に売却した量を h に記載し、残渣を g に記載する。従って d = g + h となる。

この覧には、有価物として売却した、あるいは原材料として出荷した量等を記載し、表 & の産業廃棄物の、循環資源量(再生利用)覧の数値に合算する。

# 産廃業の取組チェックの留意点

- ・事業活動へのインプットに関する省エネルギー、グリーン購入、節水等の取組状況をチェックします。
- ・事業活動からのアウトプットに関する二酸化炭素の排出抑制、化学物質対策、事務所等での廃棄物削減、排水処理等の取組状況等を把握します。
- ・さらに受託した産業廃棄物の処理における環境配慮、収集・運搬に伴う環境配慮等の取組状況を把握。
- ・また、環境保全のための仕組みの整備状況、環境教育等に関する取組状況を把握します。

# 方針、目標、計画の策定

経営者による「環境方針」の策定

例：「受託した産廃の再資源化に取り組み、リサイクル率の向上を図ります。」など

「環境目標」の設定

- ・CO<sub>2</sub>排出量・廃棄物・水使用量削減は必須
- ・また、「受託した産廃のリサイクル率」など

「環境活動計画」の策定

目標を達成するための具体的な取組内容

# 産廃処理業の環境目標の留意点

- 産業廃棄物処理業では、受託した産業廃棄物の再資源化をいかに促進するか、最終処分量をどれだけ削減できるかが大きな課題であり、これらに関する環境目標を策定します。
- **例えば、**
  - 処分業：「受託した産業廃棄物のリサイクル率」など**
  - 収運業：「収集・運搬車両の燃費、燃料使用量」、**  
**「低公害車の比率」など**
- このような目標が策定されていない場合は、中間審査までに策定するよう、「要改善」のコメントが、審査人から出される場合があります。

# 環境法規の取りまとめ、遵守の確認

## 産業廃棄物処理に係る環境関連法規の例示

### 【環境関連法規】

- 廃棄物・リサイクル対策関係法規
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、浄化槽法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律、特定家庭用機器再商品化法など
- 公害対策関係法規
- 大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、ダイオキシン類対策特別措置法など
- 条例及びその他の規制
- 地方公共団体が定める産業廃棄物の処理や処理施設の設置等に関する条例及び要綱
- その他
- 社団法人全国産業廃棄物連合会が策定した自主基準及び適正処理推進プログラム (ADPP) など

### 【その他の関連法規】

- 都市計画法、建築基準法、森林法、農地法、道路交通法、道路運送車両法、道路法、消防法など

# 環境活動レポートの作成

評価・見直しを経て、「環境活動レポート」を作成します。

ガイドライン要求事項

環境方針

環境目標とその実績

主要な環境活動計画の内容

環境活動の取組結果の評価

環境関連法規への違反、訴訟等の有無

さらに、産廃処理業では「情報公開項目」も追加。

# 情報公開項目の環境活動レポートの記載について

ガイドラインの解説に規定している組織概要に関する情報に、以下の項目を追加して記載します。

- ・法人設立年月日
- ・資本金
- ・売上高
- ・組織図

以下の項目について、独立した項目を設け、簡潔にわかりやすく記載します。

## ア．許可の内容

- ・許可番号、許可年月日、許可の有効年月日、事業計画の概要、事業の範囲（事業の区分と廃棄物の種類）

## イ．施設等の状況

- ・収集運搬業者：運搬車両の種類と台数、積替保管施設がある場合はその面積と保管上限量
- ・処分業者：処理施設の種類、処理する産廃の種類、処理能力(規模)、処理方式、処理工程図

## ウ．処理実績

- ・環境への負荷の自己チェック、別表 受託した産業廃棄物の処理量

## エ．廃棄物処理料金

# 産廃処理業の標準審査工数(登録審査)

従業員数	収集運搬のみ		処理処分	
	標準審査工数	うち、現地審査	標準審査工数	うち、現地審査
10人以下	2人日	1人日	2人日	1人日
11人以上 30人以下	2人日	1人日	3人日	2人日
31人以上 100人以下	3人日	2人日	4人日	3人日
101人以上	4人日	3人日	6人日以上	5人日以上

備考1: 中間審査及び更新審査についても、原則として登録審査と同じ工数とします。

備考2: 現地審査が2人日以上となる受審事業者の審査は、2名の審査人が分担して審査することを基本とします。なお、複数の審査人で審査する場合、事前打ち合わせから代表者インタビューまでは、すべての審査人が一緒に審査を行い、その後、必要に応じて部門、事業所を分担して審査することとなります。ですので、事業所が単数で、部門も複数無いような小規模の事業者においては、複数の審査人が一緒に審査を行うこととなります。

備考3: 事業所が複数有る場合は、移動時間も勘案し、追加1事業所当たり0.5人日を加算することを原則とします。

備考4: 収集運搬と処理処分(最終処分、中間処理等)の両方を行っている場合は、処理処分の審査工数を原則とし、必要な場合はこれに1ないし2人日程度を加算する。